
八 王 子 市

交通バリアフリー特定事業計画

【ＪＲ八王子駅・京王八王子駅周辺地区】

平成 1 7 年 4 月

八 王 子 市

【 目 次 】

第1章 特定事業計画の策定にあたって

- 1. 策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 策定手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 八王子市交通バリアフリー基本構想の概要・・・・・・ 2～4

第2章 公共交通特定事業計画

- 1. 公共交通特定事業達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 公共交通特定事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～9

第3章 道路特定事業計画

- 1. 道路特定事業達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 道路特定事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～21

第4章 交通安全特定事業計画

- 1. 交通安全特定事業達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2. 交通安全特定事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24

第5章 その他の事業計画

- 1. その他の事業達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2. その他の事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～27

第6章 その他

- 1. 特定事業計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2. 事業の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～29

第1章 特定事業計画の策定にあたって

1. 策定の主旨

本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害の無い人と共に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーション理念の浸透など、すべての人が自立した日常生活や社会参加を営むことが出来る環境整備が求められています。

このような背景の中、平成12年11月に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』（交通バリアフリー法）が施行されました。

八王子市では、この法律の趣旨に基づき、だれもが公共交通機関を利用して移動しやすいまちづくりを目指して、平成13年度に交通バリアフリー基本構想策定委員会を設置し、平成15年3月に「八王子市交通バリアフリー基本構想【JR八王子駅・京王八王子駅周辺地区】」を策定いたしました。

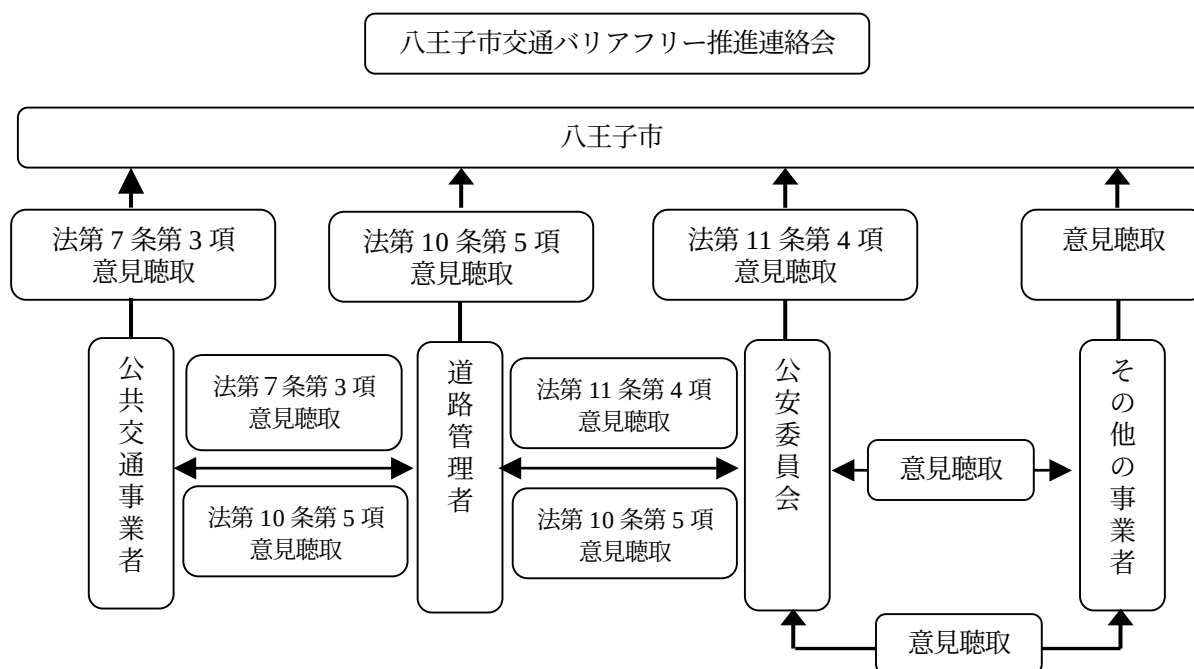
「特定事業計画」は、これらを受け高齢の方、障害を持った方などが鉄道やバスを利用して移動する際の安全性及び利便性の向上を促進するための、具体的な事業計画を定めたものです。

2. 目標年次

バリアフリー化をおこなう事業実施者は、平成22年を事業完了の目標年次として「特定事業計画」を策定しています。

3. 策定手順

「特定事業計画」は、交通バリアフリー法に基づき、下記のとおり策定しています。



4. 八王子市交通バリアフリー基本構想の概要

(1) 八王子市交通バリアフリー基本構想の目標

交通バリアフリー法の目的や、八王子市のまちづくりの基本理念を実現していくために、5つの方針を定めました。

- 1：だれもが安心、安全に移動できる駅舎・駅前広場などと、主要な歩行軸を整備します
- 2：だれもが快適に歩ける歩行空間を目指します
- 3：沿道の建物と一体となったアクセスしやすいまちづくりを目指します
- 4：関係機関と連携し、バリアフリー化の早期実現を目指します
- 5：市民と協働して地区のバリアフリー化を進め、整備した後も、利用者の意見をフィードバックさせながら改善するなど、継続的な取り組みを行います

(2) 特定旅客施設の設定

特定旅客施設： J R八王子駅と京王八王子駅（バスターミナルを含む）

八王子市には、鉄道駅は18駅、モノレール駅は3駅、合計21駅があり、17駅が乗降客数5,000人／日以上となっています。

八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会で協議された結果、つぎの理由により、本市の玄関口であるJ R八王子駅と京王八王子駅（バスターミナルを含む）を特定旅客施設として位置づけました。

理 由

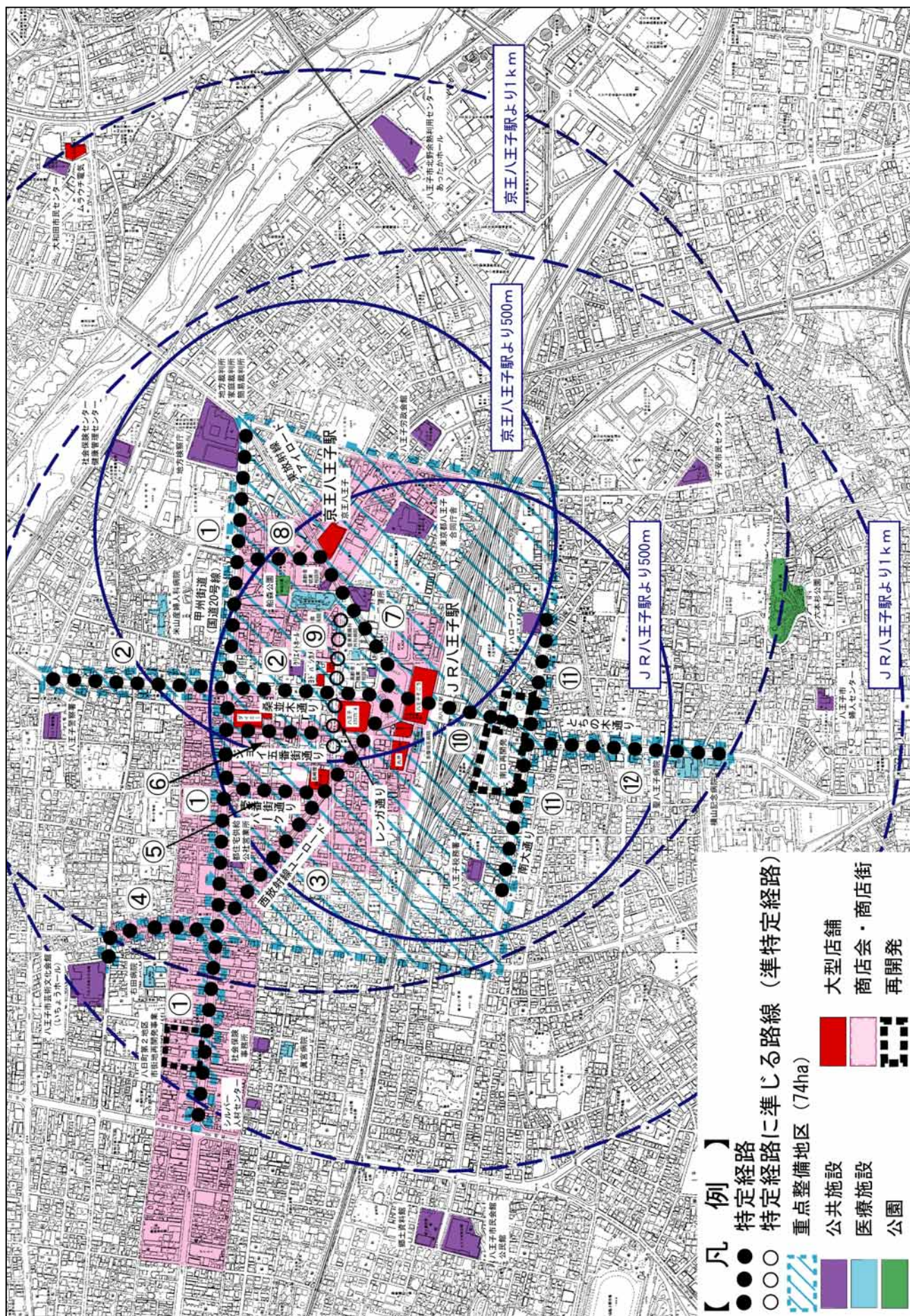
- ① 都市計画マスタープランで、J R八王子駅・京王八王子駅から西八王子駅間の中心市街地を、都市中心拠点として整備推進することが位置づけられていること。
- ② J R八王子駅は、駅の乗降客数が約16万人と市内で最も多く、乗降客数約6万人の京王八王子駅と一体となって、市内でも最も多くの人々が訪れていること。
- ③ 両駅には多くのバスが発着し、かつ多くの公共公益施設や商業施設が集積しており、バリアフリーの整備効果が高いこと。（駅別関連データは、八王子市交通バリアフリー基本構想参照）

(3) 重点整備地区と特定経路の設定

J R八王子駅と京王八王子駅を中心としたバリアフリー化を促進する地区（重点整備地区）は、両駅からの概ね1km圏域、環状都市軸（都心環状軸）内の地域、公共公益施設や商業施設などの分布状況を考慮しながら、道路や建築物を一体的にバリアフリー化する地区として、約74haを重点整備地区として設定しました。

また、J Rと京王駅を中心とし、周辺の主要施設や商店街を結ぶ主な移動経路（特定経路）を設定しました。

《重点整備地区と特定経路》



特定経路の路線別の概要

地区	図面 No.	路線名称	管理 主体	主 な 経 路
北 口	①	甲州街道 (国道 20 号)	国	J R 駅～甲州街道沿い商店街・裁判所 京王駅～裁判所
	②	桑並木通り	都	J R 駅～クリエイトホール～甲州街道沿い商店街・警察署 京王駅～警察署
	③	西放射線ユーロード	市	J R 駅～西放射線ユーロード沿い商店街～甲州街道沿い 商店街
	④	みずき通り	市	J R 駅～いちょうホール
	⑤	パーク壺番街通り	市	J R 駅～パーク壺番街通り沿い商店街～甲州街道沿い商 店街
	⑥	ジョイ五番街通り	市	J R 駅～ジョイ五番街通り沿い商店街～甲州街道沿い商 店街
	⑦	東放射線アイロード	市	J R 駅～京王駅
	⑧	市道 1 級 26 号線	市	京王駅中央口～甲州街道沿い商店街
	⑨	れんが通り 【準特定経路】	市	京王駅～八王子スクエアビル～西放射線沿い商店街
北口 ～南口	⑩	J R 八王子駅 ～南口連絡通路	市	J R 駅～南口
南 口	⑪	南大通り	都	J R 駅～税務署・ハローワーク
	⑫	とちの木通り	市	J R 駅～聖八王子病院・横山記念病院

注 1) この表は、前頁の図面と対応します。

注 2) ⑨の「れんが通り」については、歩道の有効幅員が 2m 確保できないことから、“特定経路に準じる路線”（準特定経路と呼称）として位置づけています。

第2章 公共交通特定事業計画

1. 公共交通特定事業達成目標

(1) 鉄道駅・鉄道車両のバリアフリー化

達成目標
①ホームから改札口、地上の歩道までを結ぶ既設ルート of 改善を図ります
②駅構内の施設及び設備を、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化します
③バリアフリー化されたルート、駅構内の施設及び設備に対して視覚障害者誘導用設備の設置、視覚情報・聴覚情報を提供します
④ホームからの転落への対応、車両のバリアフリー化を進めます
⑤利便性や快適性の向上を図るハード及びソフトを充実します

※事業主体：東日本旅客鉄道株式会社、京王電鉄株式会社

(2) 京王駅バスターミナル・バス車両のバリアフリー化

達成目標
①バスターミナルの環境整備を図ります
②車両のバリアフリー化を図ります
③特定経路上のバス停の環境整備を図ります

※事業主体：京王電鉄バス株式会社、西東京バス株式会社、神奈川中央交通株式会社

2. 鉄道駅・車両のバリアフリー化

(1) JR 八王子駅

事業計画										
事業計画										事業計画
事業計画										
事業計画	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
車いす使用者や視覚障害者などの利用に配慮した改札口の整備		○ 実施済								
垂直移動施設への分かりやすい案内サインの整備	○ 実施済									
車いす使用者、高齢者、障害者などが利用しやすい多機能トイレの設置・多機能トイレ入口の勾配改善		○ 実施済	勾配改善は改修工事にあわせて実施予定							
車いす使用者、高齢者、障害者などが利用しやすい券売機の検討・設置	○ 実施済		一部新型に交換済み、今後も機器の取替えにあわせて実施予定							
視覚障害者を円滑に誘導するために、視覚障害者誘導用ブロックの設置（輝度比の確保）、点字などによる案内板・点字表示の設置	○ 実施済									
近年の音声案内技術の開発動向を考慮した音響音声案内装置の検討・整備			○ 実施済							
適切な視覚情報の提供（案内サイン）の整備	○ 実施済									
プラットフォームから転落した際の緊急連絡装置の設置（一般利用者可利用可）	○ 実施済									
車両のバリアフリー化の推進			通勤型車両は取替えにあわせて実施予定 (特急は H15 に実施済)							
利便性や快適性などを向上させる施設整備、乗車・乗り換えに対するサポート体制の充実、乗務員教育や PR などの実施										

(2)京王八王子駅

事業者名 京王電鉄株式会社										
◆ 事業の実施計画										
項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
車いす使用者や視覚障害者などの利用に配慮した中央改札口の整備（西口は実施済）		中央口はエレベーター整備にあわせて実施予定								
西口の垂直移動施設への分かりやすい案内サインの整備		○ 実施済								
車いす使用者、高齢者、障害者などが利用しやすい多機能トイレの設置・段差の解消			○ 実施済							
西口、中央口に設置している全券売機について、車いす使用者、高齢者、障害者などが利用しやすい券売機へ更新										
視覚障害者を円滑に誘導するために、視覚障害者誘導用ブロックの設置（輝度比の確保）、点字などによる案内板・点字表示の設置		点字などによる案内板の設置は中央口エレベーター設置にあわせて実施予定								
		（輝度比の確保は H16 に実施済）								
近年の音声案内技術の開発動向を考慮した音響音声案内装置の検討・整備										
適切な視覚情報の提供（案内サイン）の整備		○ 実施済								
プラットフォームから転落した際の緊急連絡装置の設置（一般利用者可利用可）		○ 実施済								
車両のバリアフリー化の推進										
利便性や快適性などを向上させる施設整備、乗車・乗り換えに対するサポート体制の充実、乗務員教育や PR などの実施										

(3)京王駅バスターミナル・バス車両のバリアフリー化

				事業者名	京王電鉄バス株式会社						
◆ 事業の実施計画											
項目		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～	
京王八王子 駅バスター ミナル	バスターミナルに対 する分かりやすい案 内サインの検討										
	乗り場の運行情報を 提供する施設整備・時 刻表改善の検討										
	視覚障害者誘導用ブ ロックの整備（輝度比 の確保）の検討										
車両	低床バスの導入										
	ノンステップバスの 導入										
	車いすスペース、視覚 情報設備、車外用放送 設備の設置										
バス停留所	バス停の上屋やベン チなどの整備	整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市があり方を検討する									

				事業者名		西東京バス株式会社				
◆ 事業の実施計画										
項目		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
車両	ノンステップバスの導入									
	車いすスペース、視覚情報設備、車外用放送設備の設置									
バス停留所	バス停の上屋やベンチなどの整備	整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市があり方を検討する								

				事業者名		神奈川中央交通バス株式会社				
◆ 事業の実施計画										
項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
車両	低床バスの導入									
	ノンステップバスの導入									
	車いすスペース、視覚情報設備、車外用放送設備の設置									
職員への教育訓練の充実	教育訓練の充実を図る									
バス停留所	バス停の上屋やベンチなどの整備	整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市があり方を検討する								

第 3 章 道路特定事業計画

1. 道路特定事業達成目標

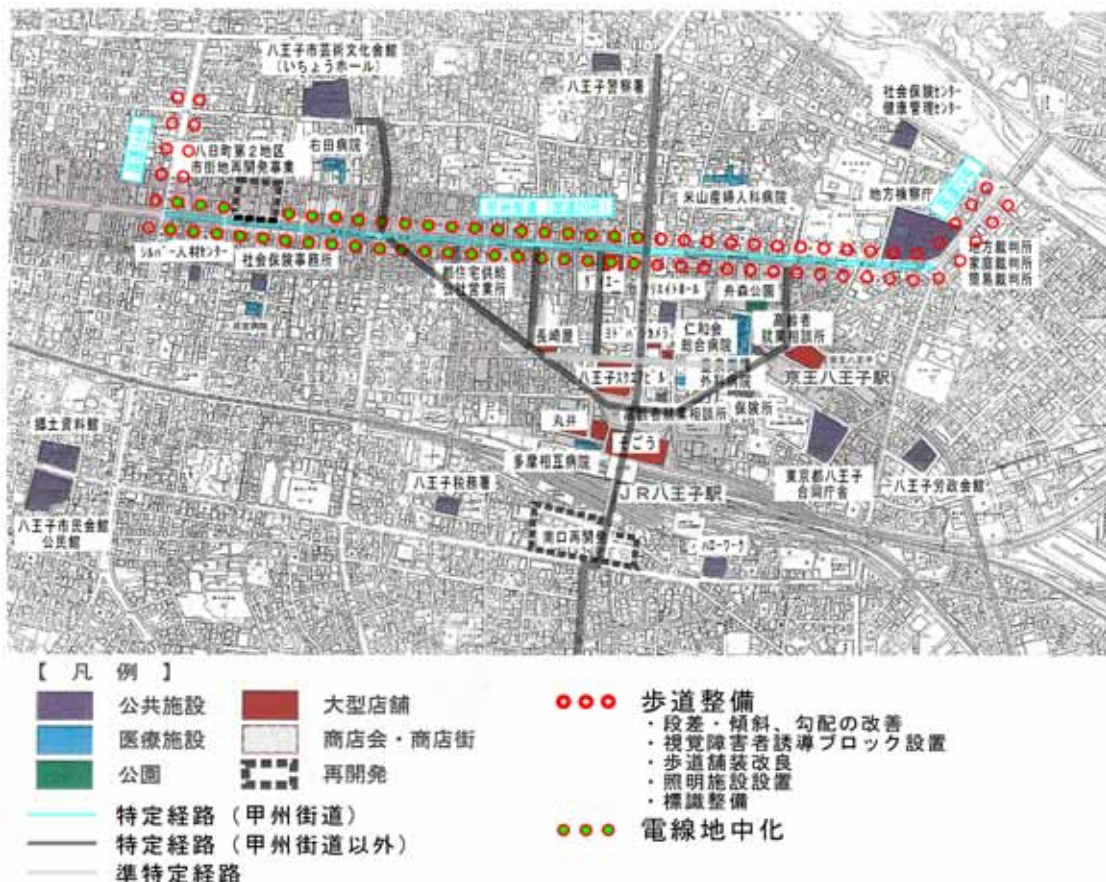
達 成 目 標
①改札口～デッキ・駅前広場（地下駐車場）における既設ルートの改善を図ります
②デッキや駅前広場（地下駐車場）でのバリアフリー化を進めます
③歩道や交差点部を、だれでも歩きやすいようにバリアフリー化します
④視覚障害者の誘導設備の整備、視覚情報・聴覚情報の提供を進めます
⑤バス停や植栽などのバリアフリー化を進めます

※事業主体：国土交通省、東京都、八王子市

2. 道路特定事業計画

(1) 国道（国土交通省）

1. 国道16・20号線（甲州街道）分事業内容



2. 実施予定期間（H16 から20年度）

- ・ 特定経路区間 国道16・20号（甲州街道：明神町～八幡町）
- ・ 特定経路以外 国道16号（八幡町～大横町）国道20号（明神町～大和田橋）

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
実施計画の立案・作成							
段差・傾斜・勾配の改善							
視覚障害者誘導ブロックの設置							
歩道改良							
電線地中化							
照明施設設置							
標識整備							
バス停環境整備	バス停の上屋・ベンチの整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市がかりかたを検討する						

(2) 都道 (東京都)

対象地区整備計画(JR八王子駅・京王八王子駅周辺地区・都道分)

1 整備の基本方針

本地区において、高齢者・身体障害者等を含む全ての人々が、安全・安心、円滑、快適な移動を行えるよう、以下の性格を持つ経路のうち都道分についてバリアフリー整備を行う。

- ☐ JR八王子駅・京王八王子駅から公益施設・商業施設までの移動に利用する経路
- ☐ 公共公益施設・商業施設等の施設間の移動に利用する経路

2 歩行空間ネットワークの配置計画 (都道分)



経路番号	路線名称
①	桑並木通りー 1 (一般都道161号)
②	桑並木通りー 2 (一般都道166号)
③	南大通り (一般都道160号)

経路の位置づけ	凡例
特定経路 (都道・本計画対象)	

事業の内容	凡例
電線共同溝の整備	
車道の嵩上げ	
誘導ブロックの設置・改善	---
植栽部の線形改善	- - - -

3 総括表

	路線数	延長(km)	概算事業費 (百万円)	実施予定期間	
				着手予定	完了予定
事業実施経	2	1.24	—	H17年度	H22年度

個別事業計画 ① (桑並木通り－1)

① 事業区間								
管理者 東京都								
路線名 一般都道八王子停車場線(第161号)								
事業区間 北口駅前～甲州街道								
延長 0.32 km								
② 事業内容・実施予定時期		事業量 (延長/箇所数)	実施予定時期					
事業内容			H17	H18	H19	H20	H21	H22
誘導ブロックの改善		0.32 km						
植栽境界部の線形改善		0.32 km						
③事業実施に際し配慮すべき重要事項								

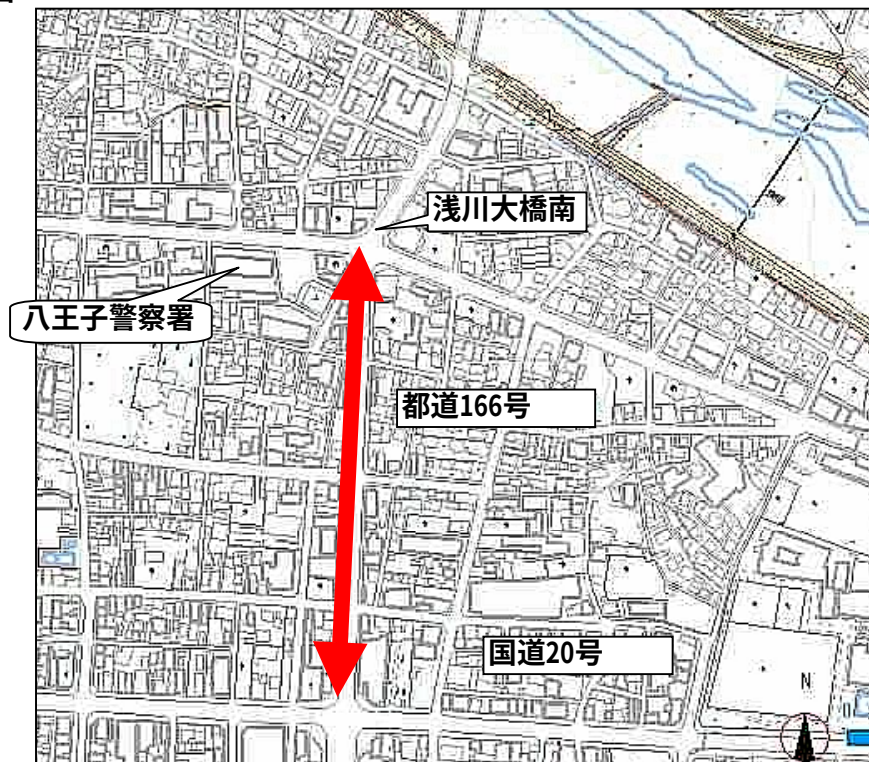
位置図



個別事業計画 ② (桑並木通り－2)

①事業区間								
管理者 東京都								
路線名 一般都道瑞穂あきる野八王子線(第166号)								
事業区間 「浅川大橋南」交差点～国道20号								
延長 0.36 km								
②事業内容・実施予定時期		事業量 (延長/箇所数)	実施予定時期					
事業内容			H17	H18	H19	H20	H21	H22
電線共同溝の整備		0.72 km						
車道の嵩上げによる歩車道段差の改善		0.72 km						
交差点部及び支道部の歩道勾配の改善		16 箇所						
車乗り入れ部特殊縁石使用による歩道平坦性の改善		25 箇所						
誘導ブロックの設置		0.72 km						
バス停環境整備		バス停の上屋・ベンチの整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市がありかたを検討する						
③事業実施に際し配慮すべき重要事項								

位置図



個別事業計画 ③ (南大通り)

①事業区間							
管理者 東京都							
路線名 一般都道下柚木八王子線(第160号)							
事業区間 「八王子駅南口入口」交差点～「税務署入口」交差点							
延長 0.56 km							
②事業内容・実施予定時期							
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定時期					
		H17	H18	H19	H20	H21	H22
電線共同溝の整備	1.12 km						
車道の嵩上げによるセミフラット化	1.12 km						
交差点部及び支道部の歩道勾配の改善	32 箇所						
誘導ブロックの改善	1.12 km						
バス停環境整備	バス停の上屋・ベンチの整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市がありかたを検討する						
③事業実施に際し配慮すべき重要事項							
八王子駅南口再開発整備との整合を図る							

位置図



(3)市道（八王子市）

①対象地区整備計画

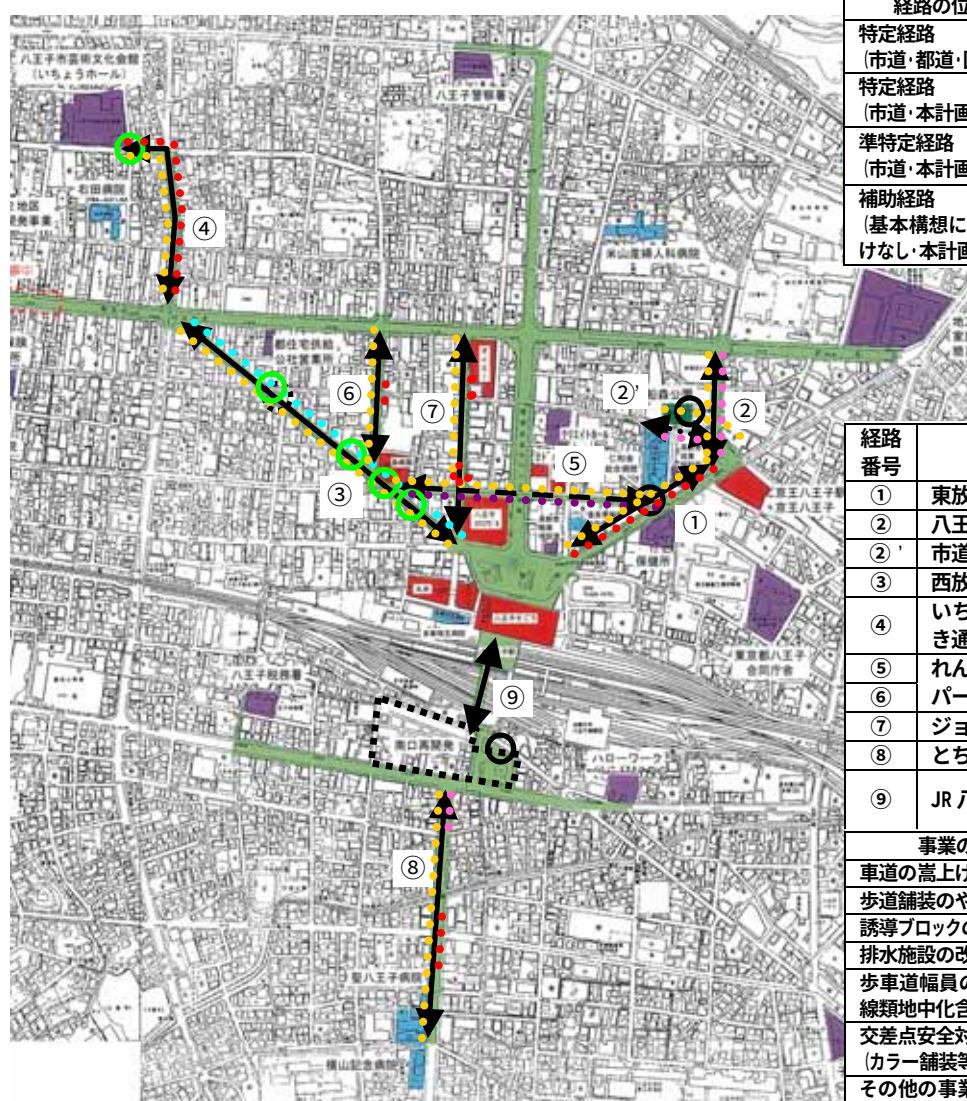
1. 歩行空間ネットワーク整備の基本方針

本地区において、高齢者・身体障害者等を含むすべての人々が、安全・安心、円滑、快適な移動を行えるよう、以下の性格を持つ経路をネットワークとして構築し、バリアフリー整備を行います。

- ☐ JR 八王子駅・京王八王子駅から公共公益施設・商業施設等までの移動に利用する経路
- ☐ 公共公益施設・商業施設等の施設間の移動に利用する経路
- ☐ 各経路間を結び、回遊性を高める経路

なお、基本構想において特定経路等に定められていない経路であっても、特定経路や公園等と一体的に整備することにより回遊性を高めるなど整備効果の期待できる経路（ここでは「補助経路」と言います）も道路特定事業計画に定めます。

2. 歩行空間ネットワークの配置計画



経路の位置づけ	凡例
特定経路 (市道・都道・国道)	
特定経路 (市道・本計画対象)	
準特定経路 (市道・本計画対象)	
補助経路 (基本構想による位置づけなし・本計画対象)	

経路番号	経路名称
①	東放射線アイロード
②	八王子市幹線 1 級 26 号線
②'	市道八王子 131 号線
③	西放射線ユーロード
④	いちようホール通り～みずき通り
⑤	れんが通り
⑥	パーク壱番街通り
⑦	ジョイ五番街通り
⑧	とちの木通り
⑨	JR 八王子駅～南口連絡通路

事業の内容	凡例
車道の嵩上げ	
歩道舗装のやりかえ	
誘導ブロックの設置	
排水施設の改良	
歩車道幅員の変更（電線類地中化含む）	
交差点安全対策（カラー舗装等）	
その他の事業（だれでもトイレ）	

3. 総括表

	路線数	延長 (km)	実施予定期間	
			着手	完了予定
事業実施経路	9 (市道分)	2. 7 9	H 1 5 年度	H 2 2 年度

②整備内容総括

名 称		延長 (m)	幅員 (m)		整 備 内 容
			歩道	車道	
①	東放射線アイ ロード	260	15.0		・歩道勾配の改善 ・車道の嵩上げによるセミフラット化 ・歩車道幅員の変更 ・誘導ブロックの設置
			3.0～ 3.5	8.5	
②	② 八王子市幹線1 級 26 号線	180	15.0		・歩道勾配の改善 ・車道の嵩上げによるセミフラット化 ・歩道形態を切り下げ構造へ変更 ・誘導ブロックの設置
			3.5	8.0	
②	② ' 市道八王子 131 号線(京王八王 子駅～船森公 園前)	70	7.5～8.0		・歩道勾配の改善 ・車道の嵩上げによる段差解消 ・誘導ブロックの設置
			2.0 (計画)	6.0	
③	西放射線 ユーロード	500	12.0		・誘導ブロックの再設置 ・排水施設の色の塗り替えとグレーチング の取り替え ・交差点部の安全対策とボラードの改善
			歩行者専用道路		
④	④-1 いちょうホー ル通り	70	11.0		・横断歩道部の車道嵩上げ ・歩道段差の改善 ・誘導ブロックの設置
			2.0	7.0	
	④-2 みずき通り	230	12.0		
			3.0	6.0	
⑤	れんが通り	440	12.0		・車道の嵩上げによるセミフラット化 ・誘導ブロックの設置 ・歩車道幅員構成の変更 ・電線類の整理
			2.0～ 2.5	8.0～ 7.0	
⑥	パーク壱番街 通り	230	15.0		・横断歩道部の車道嵩上げ ・歩道段差の改善 ・誘導ブロックの設置
			4.5	6.0	
⑦	ジョイ五番街 通り	310	13.5		・横断歩道部の車道舗装の改善 ・ボラード位置の変更 ・白線のない横断歩道の白線表示 ・誘導ブロックの設置
			4.3	4.9	
⑧	とちの木通り	370	20.0		・歩道勾配の改善 ・区画道路との接続部の段差の改善 ・子安交差点部の改善 ・自転車・歩行者の通行帯区分表示 ・誘導ブロックの設置
			4.0	12.0	
⑨	J R 八王子駅 ～南口連絡通 路（自由通路）	130	—		・エレベータの設置 ※南口再開発に合わせて整備内容を検討する。

③個別事業計画

路線名（①東放射線アイロード（八王子市幹線1級27号線） 事業区間（始点：JR 八王子駅 終点：京王八王子駅） 延長（0.26）km								
事業の内容	事業量 （延長/箇所数）	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・歩道勾配の改善	0.26km×両側	平成15年度整備完了						
・車道の嵩上げによるセミフラット化	0.26km							
・歩車道幅員の変更	0.26km							
・誘導ブロックの設置	0.26km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	歩行空間の確保に配慮すると共に市街地の活性化につながるよう高レベルの整備といたしました。							

路線名（②八王子市幹線 1 級 26 号線） 事業区間（始点：甲州街道交差点 終点：京王八王子駅） 延長（0.18）km								
事業の内容	事業量 （延長/箇所数）	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・歩道勾配の改善	0.18km×両側	平成16年度整備完了						
・車道の嵩上げによるセミフラット化	0.18km							
・歩道形態を切り下げ構造へ変更	3箇所							
・バス停部の歩道面高さ改善	4箇所							
・誘導ブロックの再設置	0.18km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	東放射線アイロードからの回遊性を重視して、同一のイメージで整備を行いました。							

路線名（②'市道八王子131号線）								
事業区間（始点：船森公園前 終点：京王八王子駅交差点）								
延長（0.07）km								
事業の内容	事業量 （延長/箇所数）	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・歩道勾配の改善	0.07 km	平成16年度整備完了						
・車道の嵩上げによる段差解消	0.07 km							
・誘導ブロックの設置	0.07 km							
事業実施に際し配慮すべき事項	船森公園内の『だれでもトイレ』（新設）へのアクセスの向上が図られるように公園事業と連携して整備を行いました。							

路線名（③西放射線ユロード（八王子市幹線1級29号線） 事業区間（始点：八日町交差点 終点：JR八王子駅北口広場） 延長（0.50）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・誘導ブロックの再設置	0.50km×両側							
・排水施設の色の塗り替えとグレーチングの取り替え	0.50km×両側							
・交差点部の安全対策とボラードの改善	6箇所							
事業実施に際し配慮すべき事項	整備にあたっては、地元協議会（NP0）や中心市街地活性化事業と整合を図ることが必要です。							

路線名（④-1 いちょうホール通り（市道八王子1級19号線） 事業区間（始点：いちょうホール前 終点：みずき通り交差点） 延長（0.07）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・横断歩道部の車道嵩上げ	0.10km							
・歩道段差の改善	1交差点+車両乗り上げ部							
・誘導ブロックの設置	0.07km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	近隣で検討されているあんしん歩行エリア形成事業との整合を図る必要があります。また、車道嵩上げについては雨水排水に留意する必要があります。							

路線名（④-2 みずき通り（八王子市幹線1級30号線） 事業区間（始点：いちょうホール通り交差点 終点：八日町交差点） 延長（0.23）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・車道の嵩上げによるセミフラット化	0.26km							
・歩道段差の改善	2交差点+車両乗り上げ部							
・誘導ブロックの再設置	0.23km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	甲州街道との誘導ブロックの連続性確保等に留意する必要があります。また、車道嵩上げについては雨水排水に留意する必要があります。							

路線名（⑤れんが通り（八王子市幹線1級20号線）） 事業区間（始点：長崎屋前交差点 終点：保健所前交差点） 延長（0.44）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・車道の嵩上げによるセミフラット化	0.44km							
・誘導ブロックの設置	0.44km×両側							
・歩車道幅員構成の変更	0.44km							
・電線類の整理	0.44km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	歩車道幅員構成の変更について詳細な検討が必要です。また、電線類地中化に向けての企業者との調整も必要となります。							

路線名（⑥パーク壱番街通り（八王子市幹線1級28号線）） 事業区間（始点：横山町交差点 終点：長崎屋前交差点） 延長（0.23）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・横断歩道部の車道の嵩上げ	0.23km							
・歩道段差の改善	2交差点+車両乗り上げ部							
・誘導ブロックの設置	0.23km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	車道嵩上げについては雨水排水に留意する必要があります。							

路線名（⑦ジョイ五番街通り（市道八王子155号線）） 事業区間（始点：ダイエー前交差点 終点：JR八王子駅北口広場） 延長（0.31km）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・横断歩道部の車道舗装の改善	2交差点							
・ボラード位置の変更	2交差点							
・白線のない横断歩道の白線表示	2箇所							
・誘導ブロックの設置	0.37km×両側							
事業実施に際し配慮すべき事項	違法駐輪対策を含めた歩道整備の検討が必要です。							

路線名（⑧とちの木通り（八王子市幹線1級25号線）） 事業区間（始点：JR 八王子駅南口広場 終点：八王子消化器病院前） 延長（0.37）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
・歩道勾配の改善	0.07km×両側					—		
・区画道路との接続部の段差の改善	8箇所					—		
・子安交差点部の改善	0.07km					—		
・自転車・歩行者の通行帯区分表示	0.37km×両側					—		
・誘導ブロックの設置	0.37km×両側					—		
・バス停環境整備	バス停の上屋・ベンチの整備や維持管理については、バス事業者、道路管理者、八王子市がありかたを検討する							
事業実施に際し配慮すべき事項	南口再開発事業と、整備内容・整備時期について整合を図る必要があります。							

路線名（⑨JR 八王子駅～南口連絡通路（自由通路）） 事業区間（始点：JR 八王子駅 終点：南口連絡通路） 延長（0.13）km								
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
エレベータの設置（駅南口）	1箇所					—		
事業実施に際し配慮すべき事項	南口再開発に合わせて、事業内容、事業実施期間を検討します。							

第4章 交通安全特定事業計画

1. 交通安全特定事業達成目標

達成目標
①視覚障害者、高齢者や車いす使用者が、交差点をより安全に横断できるようにします
②歩道が歩きやすいように、自転車などの違法駐車を防止する方策を検討します

※事業主体：東京都公安委員会

2. 交通安全特定事業計画

公安委員会においては、障害者の方などが使いやすいように、次のように信号機や標識等のバリアフリー化を計画的に進めます。

1 バリアフリー化の内容

(1) 信号機の新設 八王子税務署東横断路（子安町4丁目） 平成16年度

(2) 信号機への音響式歩行者誘導付加装置の整備 （次ページ参照）

特定経路にある全ての既存信号機に、音響式歩行者誘導装置を付加します。平成22年を事業完了の目標年次とします。

(3) 道路標識及び横断歩道標示の高輝度化

特定経路にある道路標識及び横断歩道標示を高輝度化します。平成22年を事業完了の目標年次とします。

2 その他交通安全特定事業

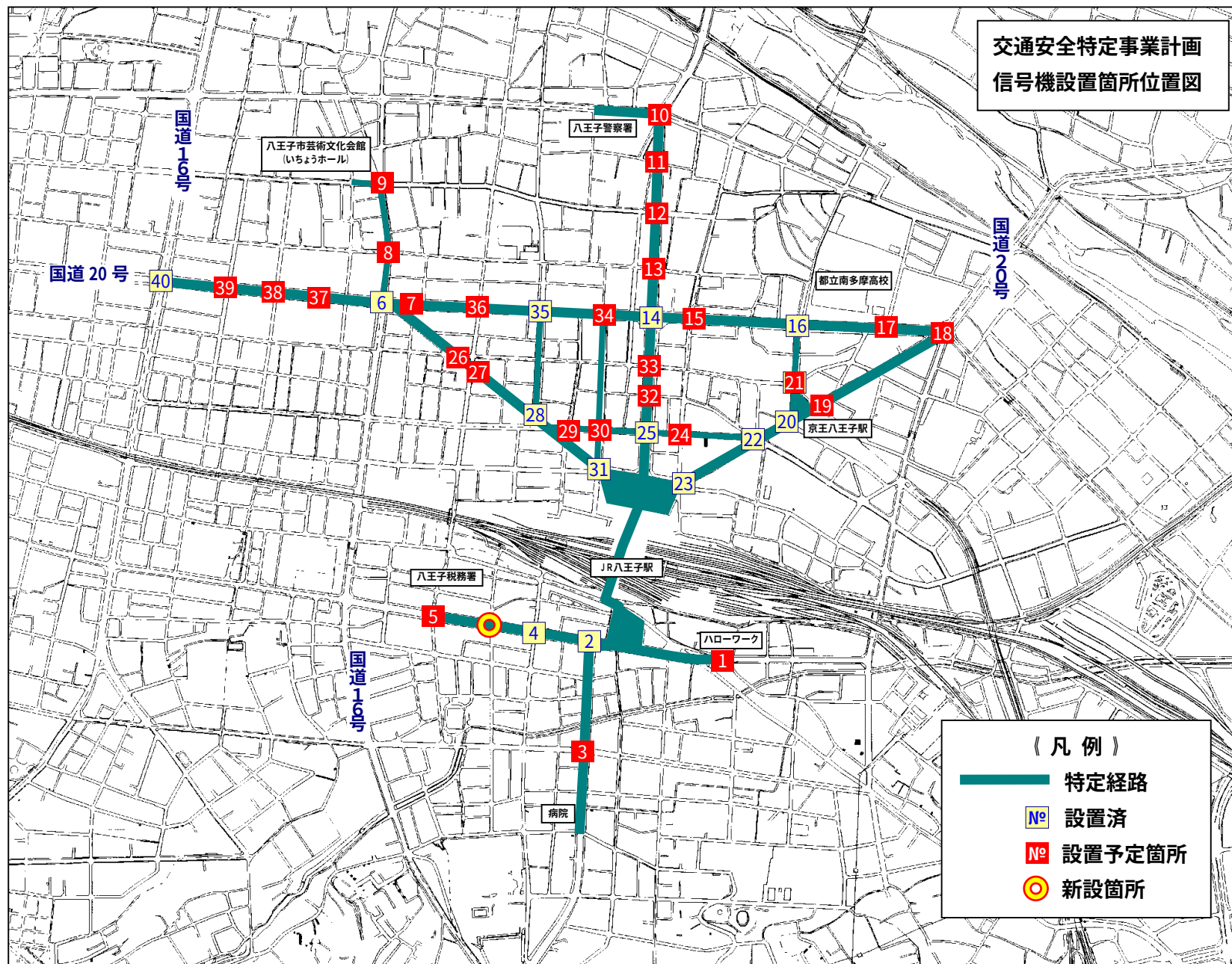
(1) 横断歩道上、バス停付近における違法駐車車両および歩道上に駐車している二輪車の指導取締りを実施します。

(2) 歩道の障害物をなくすために、放置自転車の撤去、広報啓発活動等を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施します。

別 表

	信号機番号	交差点名	設置する装置の種類	設置目標年次
1	883-3 8 6	子安町一丁目	音響式視覚障害者用付加装置	平成 22 年
2	2 8 0	八王子駅南口	〃	整備済 (平成 11 年度)
3	2 6	子安町三丁目	〃	平成 22 年
4	4 2 3	八王子駅南口西	〃	整備済 (平成 15 年度)
5	2 7 6	税務署入口	〃	平成 22 年
6	1	八日町	〃	整備済 (平成 9 年度)
7	8 7	八日町東	〃	平成 22 年
8	1 5 8	八日町北	〃	平成 22 年
9	2 5	八王子市本町	〃	平成 22 年
10	1 0 0	浅川大橋南	〃	平成 22 年
11	3 7 6	八王子警察署東	〃	平成 22 年
12	2 9 3	新町西	〃	平成 22 年
13	3 2 1	八王子駅入口北	〃	平成 22 年
14	5 6	八王子駅入口	〃	整備済 (昭和 64 年度)
15	1 1 0	八王子駅入口東	〃	平成 22 年
16	1 2 1	南多摩高校前	〃	整備済 (平成 2 年度)
17	3 3 1	八王子地検前	〃	平成 22 年
18	3	明神町	〃	平成 22 年
19	1 6 5	明神町二丁目	〃	平成 22 年
20	2 5 5	京王八王子駅前	〃	整備済 (平成 9 年度)
21	2 5 6	京王八王子駅前第二	〃	平成 22 年
22	2 7	八王子保健所前	〃	整備済 (平成 16 年度)
23	1 7 2	八王子駅北口中央第二	〃	整備済 (平成 16 年度)
24	2 0 1	八王子郵便局東	〃	平成 22 年
25	1 0 2	八王子郵便局前	〃	整備済 (平成 16 年度)
26	3 2 6	八王子中町第三	〃	平成 22 年
27	5 3	八王子中町	〃	平成 22 年
28	5 7	八王子中町東	〃	整備済 (平成 1 年度)
29	3 0 8	八王子中町東第三	〃	平成 22 年
30	1 5 7	八王子郵便局西	〃	平成 22 年
31	1 7 9	八王子駅北口西	〃	整備済 (平成 11 年度)
32	2 0 2	八王子東町	〃	平成 22 年
33	2 7 2	八王子駅入口南	〃	平成 22 年
34	2 7 3	八王子駅入口西	〃	平成 22 年
35	5	横山町	〃	整備済 (平成 9 年度)
36	3 8	横山町郵便局前	〃	平成 22 年
37	7 1	八日町西	〃	平成 22 年
38	5 8	八日町第二	〃	平成 22 年
39	6 4	八日町第三	〃	平成 22 年
40	2	八王子八幡町	〃	整備済 (平成 9 年度)

交通安全特定事業計画
信号機設置箇所位置図



第5章 その他の事業計画

1. その他の事業達成目標

達 成 目 標
①歩道が歩きやすいように、特定経路沿いの店舗などと共同しながら、違法駐車や商品のはみ出しへの施策を進めます
②快適な移動ができるような施設整備、ソフト的な取り組みを進めます
③歩道と建築物の入口部分における段差解消を行います
④市街地開発事業では、駅舎との連携なども含めながら、周辺の歩道と建築物が一体となったバリアフリー化を行います

※事業主体：八王子TMO、八王子市

2. その他の事業計画

				事業者名		八王子 TMO					
◆ 事業の実施計画											
事業内容		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～	
自転車等の 違法駐車 の 対 策 の 検 討 ・ 実 施	八王子 TMO 駅前ゾ ーン事業化部会に専門 委員会を設置し、検討										
歩道の商品 はみ出し対 策の検討・ 実施	八王子 TMO 駅前ゾ ーン事業化部会に環 境浄化委員会を設置、 昼間の安全パトロー ル「C L E A N 千 人 隊」を結成し、商品 はみ出し等の啓蒙活動、 指導を実施中										
客以外でも トイレが利 用できるよ うな取り組 みの検討・ 実施	車いすスペース、視覚 情報設備、車外用放送 設備の設置										

		事業者名		八王子市 (道路事業部交通事業課)						
◆ 事業の実施計画										
事業内容		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
放置自転車対策	放置自転車を解消するため、八王子駅・京王八王子駅周辺に、新たに自転車駐車を建設する。									
	平成 20 年度以降も見直し継続予定									
	買い物客等短時間駐車する者への対策として、歩道等に十分な幅員がある場所に駐輪帯の設置									
	放置自転車の即日撤去及び放置の抑制、整理の実施									
JR 八王子駅北口周辺約 30ha の迷惑駐車等防止重点区域内全路線において、迷惑駐車等防止指導員による指導、誘導、啓発	駐車している自動車に対する措置 運転手がいるとき ア) 駐車禁止区域であることの告知と他の場所への移動のお願い イ) 駐車場利用のお願い及び駐車場の案内									
	運転者がいないとき ア) 迷惑駐車車両のワイパーに啓発用ステッカーを挟み込み									
	駐車しようとしている車両等に対する措置 ア) 駐車禁止区域であることの告知 他の場所への移動のお願い イ) 駐車場利用のお願い及び駐車場の案内									

				事業者名		八王子市(まちなみ整備部市街地整備課)				
◆ 事業の実施計画										
事業内容		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
八王子駅南口地区第一種市街地再開発事業	・交通広場の拡張 ・だれでもトイレの設置									
	・ペDESTリアンデッキの設置 ・エレベーター、エスカレーターの設置									
関連整備事業	・とちのき通りへのデッキ通路の設置(南大通り横断歩道橋の設置) ・エレベーター、エスカレーターの設置									
	・自由通路の延伸									

※但し、H17年の事業認可を前提とする。

				事業者名		八王子市(まちなみ整備部公園課)				
◆ 事業の実施計画										
事業内容		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
船 森 公 園 「だれでも トイレ設置 事業」	だれでもトイレの設 置により歩行空間の 快適性を向上させる		○ 実施済							

		事業者名		八王子市(まちづくり計画部都市計画室)						
◆ 事業の実施計画										
事業内容		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
ポ ケ ッ ト パ ー ク の 検 討 ・ 整 備	西放射線ユーロードリニューアル									
	・3ヶ所の公園の利用しやすい形態への転換(駐輪を防止し、レスト空間としての利用) ・街路樹の一部撤去(開放感・見通し向上、樹種の統一) ・通行の障害やイベントの障害となるストリートファニチュア類の整理 ・不要施設の撤去(電話ボックス等) ・老朽施設のリニューアル(サークルベンチ等) ・ネットスクリーンの活用(明るさと憩いと楽しさの演出)									

第6章 その他

1. 特定事業計画策定の経過

- ・ 平成13年7月 八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置
- ・ 平成15年3月 八王子市交通バリアフリー基本構想【JR八王子駅・京王八王子駅周辺地区】策定
- ・ 平成17年2月 八王子市交通バリアフリー推進連絡会開催
- ・ 平成17年4月 八王子市交通バリアフリー特定事業計画策定

2. 事業の推進体制

交通バリアフリー基本構想【JR八王子駅・京王八王子駅周辺地区】推進連絡会の設置

(1)目的

- ア. 平成22年までの事業実施を目指し、各事業の適切な進行管理を行うとともに、関連する事業者間の連携を促進し、効率的な整備を推進する
- イ. 市民（障害者・高齢者団体）を連絡会の構成員とし、利用者の視点にたった整備を目指す
- ウ. 整備した後も、利用者の意見をフィードバックさせながら改善するなど、継続的な取り組みを促進する
- エ. その他、交通バリアフリーの促進

(2)構成員

高齢者・障害者など市民、各事業者（次ページ参照）

(3)設置期間

連絡会議の目的を達成するまでとする

(4)会議

年に1回程度（必要に応じて開催）

(5)その他

- ・ 各事業者による事業実績報告、翌年度以降の事業説明

交通バリアフリー基本構想推進連絡会構成員

区分	所 属		担当部所
市 民	八王子市老人クラブ連合会		各団体代表
	八王子視覚障害者福祉協会 ヒューマンケア協会 八王子障害者協議会 わかこま自立生活情報室		
関係行政機関	国土交通省相武国道事務所		管理第二課
	東京都南多摩西部建設事務所		補修課
	八王子警察署		交通課
経済団体 関係者	八王子商工会議所（八王子TMO）		地域振興部
交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社		企画室
	京王電鉄株式会社鉄道事業本部		企画担当
	京王電鉄バス株式会社		営業第一担当
	西東京バス株式会社		営業担当
	神奈川中央交通株式会社		計画課
八王子市		産業振興部産業政策課	
		まちづくり計画部都市計画室	
		まちなみ整備部市街地整備課	
		まちなみ整備部公園課	
		道路事業部計画課	
		道路事業部管理課	
		道路事業部建設課	
		道路事業部交通事業課	
	事務局	まちづくり計画部交通政策室	
	健康福祉部健康福祉総務課		

事業に関する問い合わせ

(1) 公共交通特定事業計画

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室 | TEL0426-20-8511 (直通) |
| ・ 京王電鉄株式会社鉄道事業本部企画担当 | TEL042-337-3203 (直通) |
| ・ 京王電鉄バス株式会社営業部営業第一担当 | TEL042-352-3713 (直通) |
| ・ 西東京バス株式会社運輸部営業担当 | TEL0426-46-9039 (直通) |
| ・ 神奈川中央交通株式会社運輸部計画課 | TEL0463-22-8830 (直通) |

(2) 道路特定事業計画

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 国土交通省相武国道事務所管理第二課 (国道) | TEL0426-43-2008 (直通) |
| ・ 東京都南多摩西部建設事務所補修課 (都道) | TEL0426-44-1111 (代表) |
| ・ 八王子市道路事業部計画課 (市道) | TEL0426-26-3111 (代表) |

(3) 交通安全特定事業計画

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・ 警視庁八王子警察署交通課 | TEL0426-45-0110 (代表) |
|----------------|----------------------|

(4) その他事業

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・ 八王子商工会議所地域振興部 (八王子 TMO) | TEL0426-23-6311 (代表) |
| ・ 八王子市道路事業部交通事業課 | TEL0426-26-3111 (代表) |
| ・ 八王子市まちなみ整備部市街地整備課 | TEL0426-26-3111 (代表) |
| ・ 八王子市まちなみ整備部公園課 | TEL0426-26-3111 (代表) |
| ・ 八王子市まちづくり計画部都市計画室 | TEL0426-26-3111 (代表) |

《事務局》

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 TEL0426-26-3111 (代表)

八王子市まちづくり計画部交通政策室
八王子市健康福祉部健康福祉総務課